

から引用

から引用

(1) 概算工事費と施工期間

令和3年に東日本旅客鉄道(株)へ依頼した調査設計では、駅等改良工事費約232億円、施工期間10年という結果となりました。今後も実現性等について、関係機関と協議を行いながら検討を進めていきます。

※工事費については、令和3年度時点のもので、物価の変動や用地費(取得費・造成費等)は含まない。

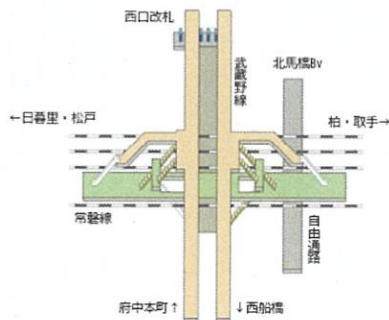
(2) 駅等改良(案)の概要

快速列車が停車するために、新松戸駅のJR常磐線を以下のような改良が必要となります。

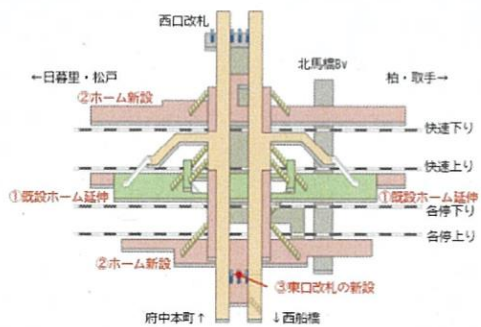
<主な改良(案)>

① 既設ホームの延伸	JR常磐線の既設ホームの両端を延伸
② ホームの新設(2面)	常磐線の既設ホームの両側に各停上り線及び快速下り線のホームの新設
③ 東口改札の新設	JR武蔵野線の高架下に新たな改札を設置

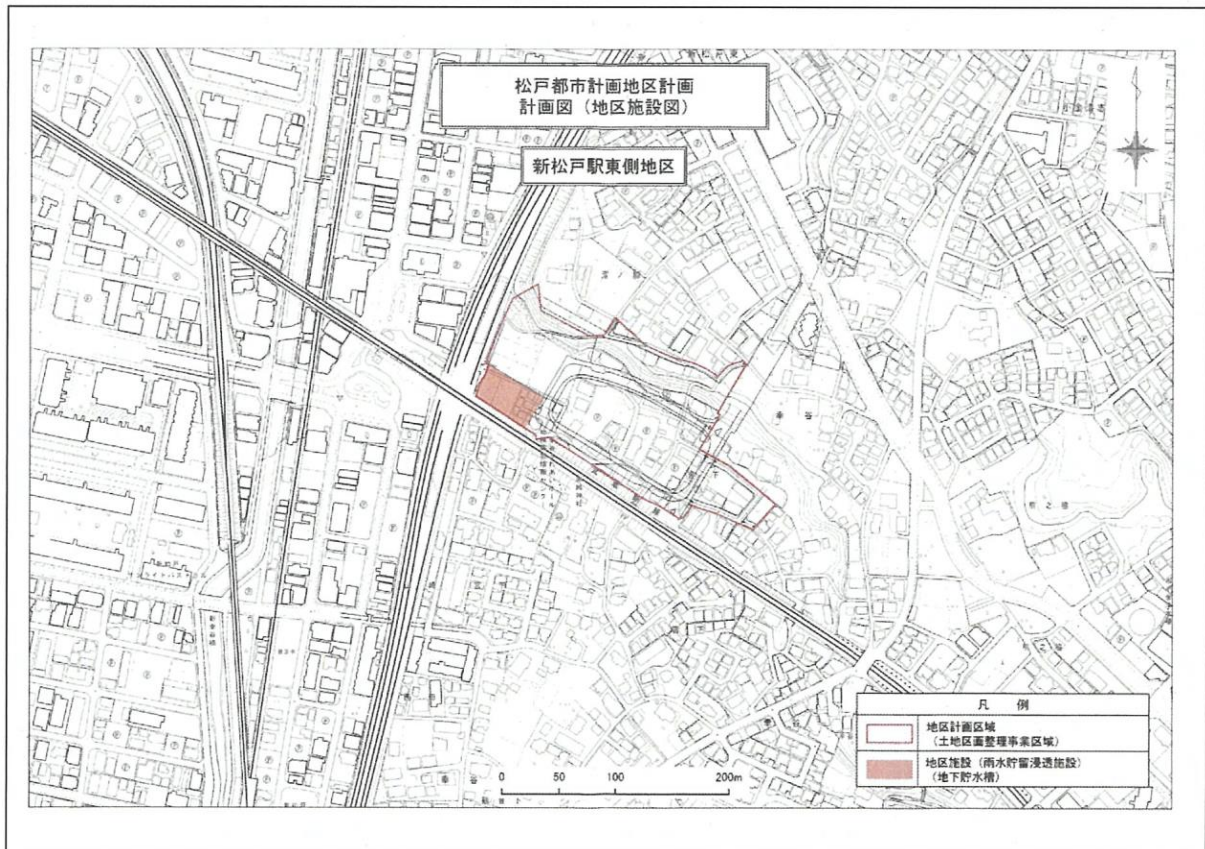
<現況イメージ図>



<現在の検討状況>

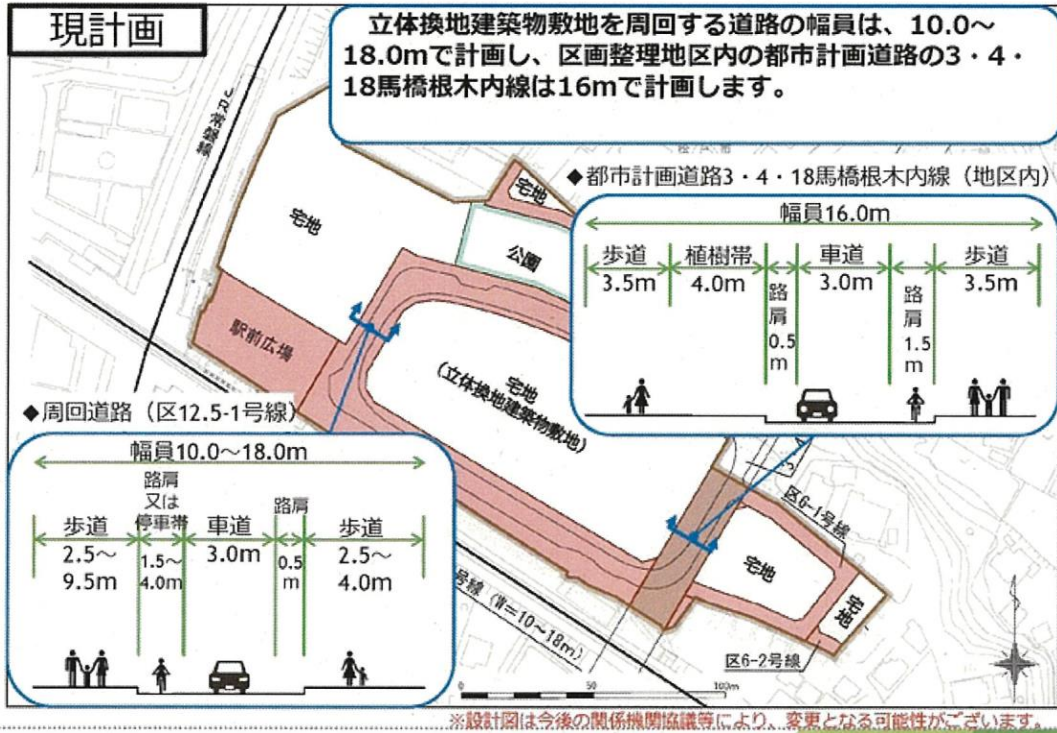


1本の線路と2本のホームの拡張幅分が調整池と重なる



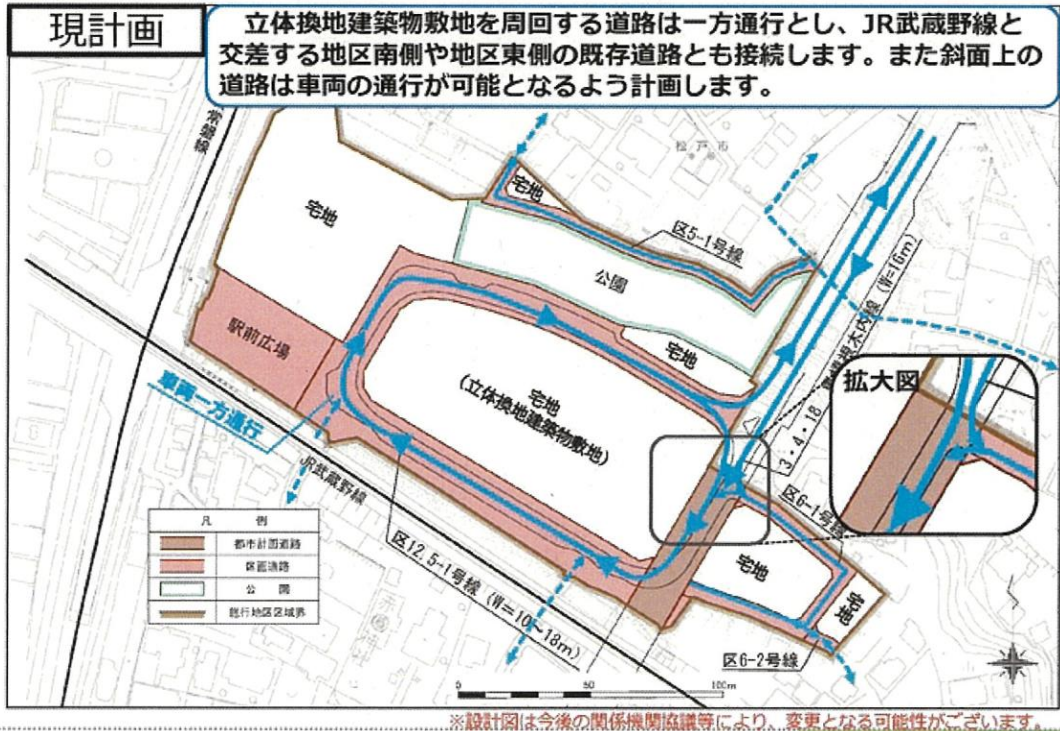
## 第1回事業計画変更（道路幅員について）

### ■設計図（変更）



## 第1回事業計画変更（車両動線について）

### ■設計図（変更）



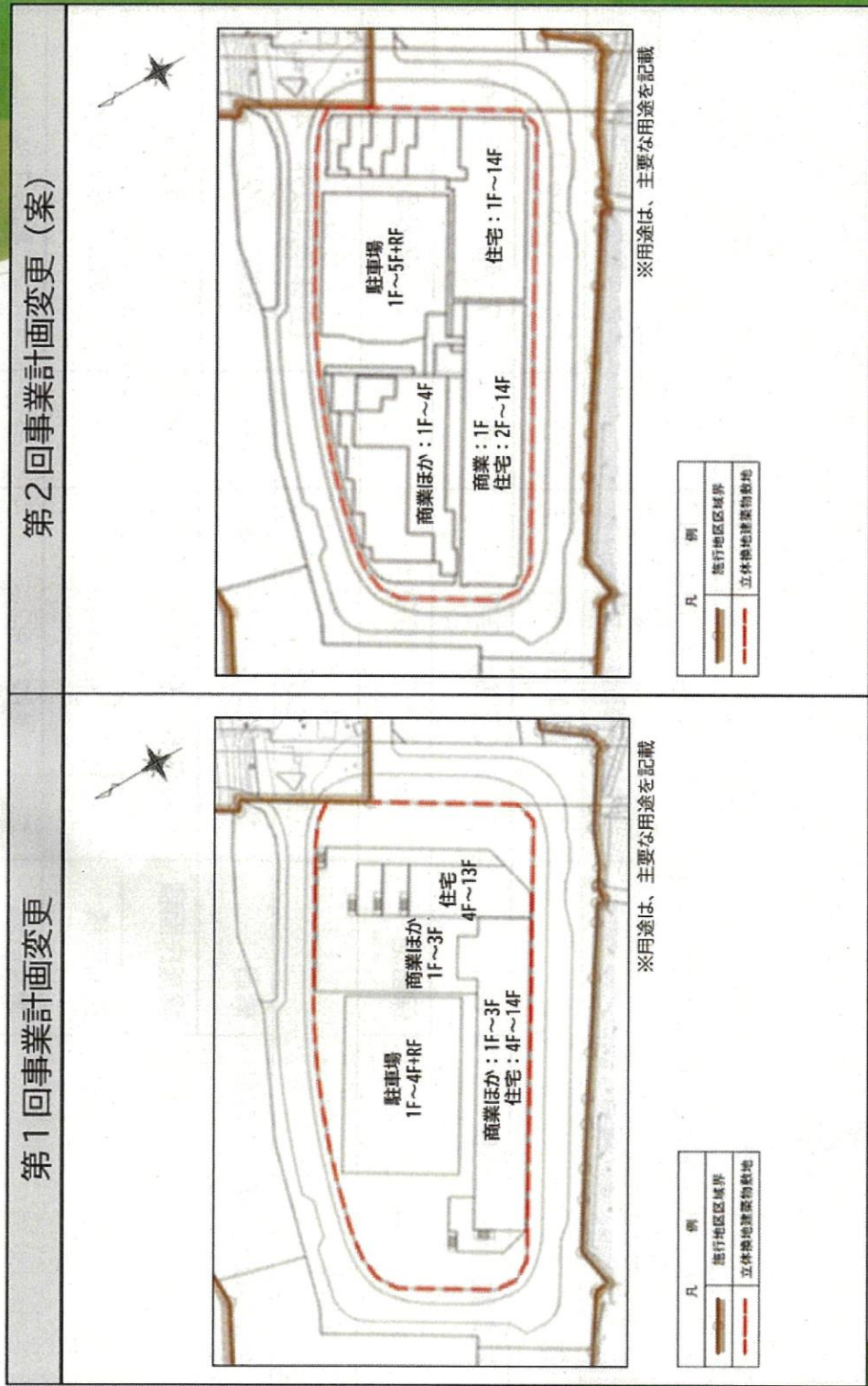
## 2. 第2回事業計画変更 (案)

転載・複写禁止 31

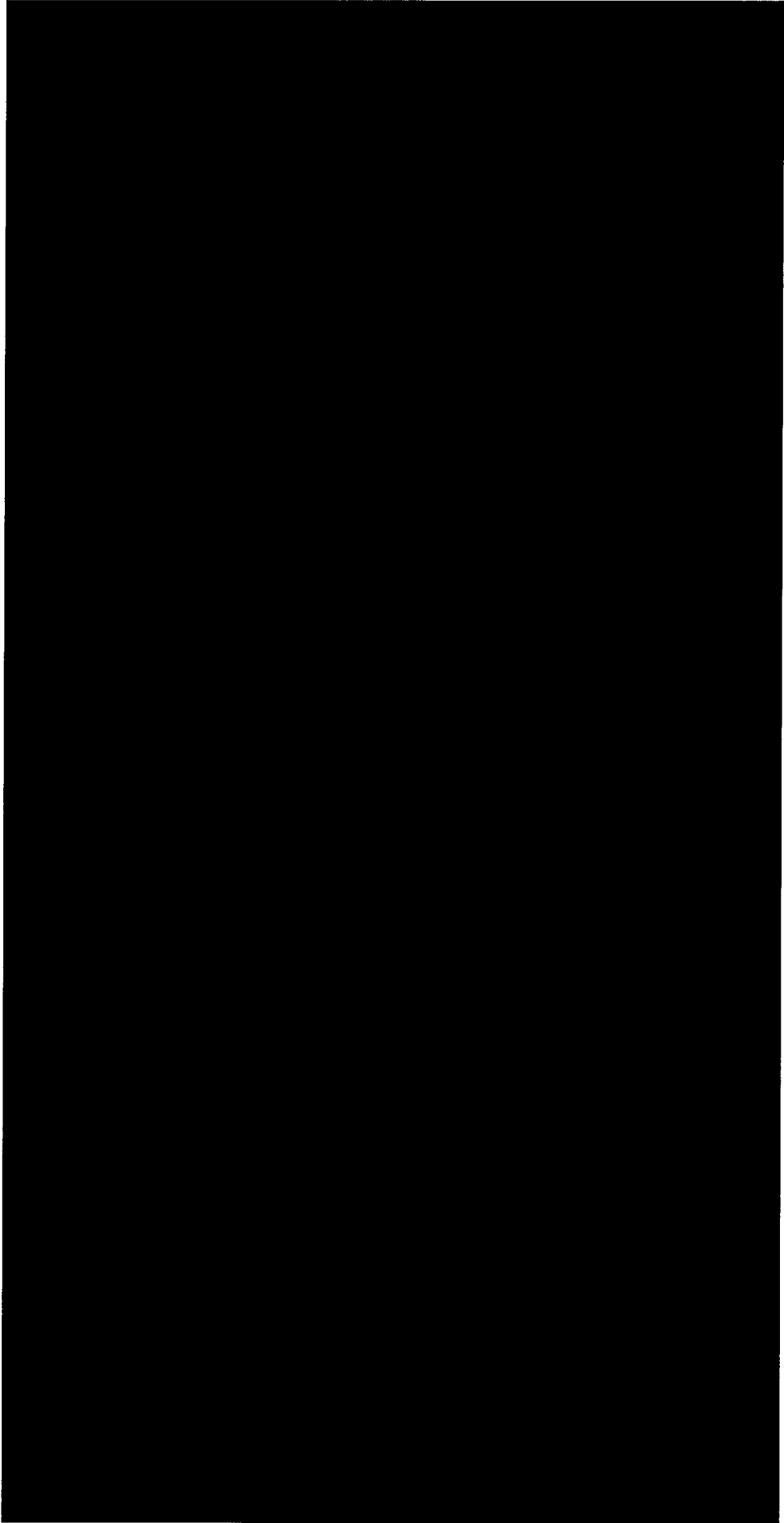
### (2) 第2回事業計画変更 (案) の概要

#### ■建物配置図

※第2回事業計画変更 (案) は、事業計画変更認可前につき変更となる場合があります。



から引用を加工



2026年 1月15日現在:アパート3棟(青色) 戸建住宅6?件(黄色) 区画整理課事務所(橙色) 立体駐輪場(緑色)

赤城神社の借地に2階建て屋上利用可能(3フロア)の駐輪場ができました。  
 建設費用？ 将来の解体返却のための費用？ 維持費などで赤字は続く



武蔵野線開通以来、都市計画道路のために50年以上使用されない無駄な土地(高架下)



南から



北から

## 新松戸駅東側地区土地区画整理事業 市民説明会の開催結果について

更新日：2025年12月24日

### 新松戸駅東側地区土地区画整理事業に関する市民説明会を開催しました

令和7年12月20日（土曜）に新松戸駅東側地区土地区画整理事業に関する市民説明会を開催しました。当日の結果につきましては、後日、本ページに掲載予定です。

#### 日時

令和7年12月20日（土曜）19時30分から21時00分まで（19時15分開場）

#### 会場

■ [新松戸市民センター ホール（2階）](#)

#### 説明会資料

当日、説明会で配布した資料は、下記からダウンロードできます。

[説明会資料（PDF：3.077KB）](#)

※説明会当日に配布した資料から一部修正しております。

※修正箇所：13ページの道路線形等一部誤りの修正

### 新松戸駅東側地区土地区画整理事業に関する市民説明会を開催します

新松戸駅東側地区土地区画整理事業につきまして、次のとおり説明会を開催いたします。

#### 日時

令和7年12月20日（土曜）19時30分から20時45分まで（19時15分開場）

※開場時間については、準備の都合等により前後する場合があります。

#### 会場

■ [新松戸市民センター ホール（2階）](#)

十分な駐車スペースがないため、お車での来場はご遠慮ください。

#### 対象

- ・ 市内在住の方
- ・ 事業区域内の土地利用に関連する権利を有する方

#### 内容

#### 区画整理

▶ [新松戸駅東側地区土地区画整理事業 市民説明会の開催結果について](#)

▶ [樹木伐採作業のお知らせ](#)

▶ [【過去のページ】新松戸駅東側地区土地区画整理事業について](#)

▶ [【令和6年度】松戸市相模台地区土地区画整理事業の進捗について](#)

▶ [【令和5年度】松戸市相模台地区土地区画整理事業の進捗について](#)

▶ [松戸市相模台地区土地区画整理事業の進捗について](#)

▶ [松戸都市計画事業 新松戸駅東側地区土地区画整理事業 立体換地建築物 保留床に関する協定を締結しました](#)

▶ [松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業における立体換地保留床部分取得事業者（優先交渉事業者）を決定しました。](#)

▶ [松戸市相模台地区土地区画整理事業について](#)

▶ [松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業における立体換地保留床部分取得事業者（優先交渉事業者）を募集します。 ※募集は終了いたしました](#)

▶ [新松戸駅東側地区土地区画整理事業 立体換地建築物に係るサウンディング型市場調査（対話型意向調査）を実施します！](#)

▶ [区画整理換地図等の閲覧サービスについて](#)

▶ [【松戸都市計画道路3・4・18号馬橋根本内線】の整備について](#)

▶ [新松戸駅東側地区土地区画整理事業について](#)

▶ [松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理審議会について](#)

▶ [社会資本総合整備計画（新松戸駅東側地区土地区画整理事業）](#)

- ・事業の概要について
- ・第二回事業計画変更（案）について
- ・今後の街づくりについて

## 参加方法等

- ・参加申し込みは必要ありません。直接会場へお越しください。
- ・定員100名程度。
- ・要約筆記、手話通訳あり。

※ご不明な点等ございましたら、区画整理課までお問い合わせください。

## 参加者の皆様へのお願いと注意事項

本説明会を円滑に実施するため、次の点にご協力ください。

- ・他の参加者へのご迷惑となる言動はご遠慮ください。
- ・危険物や、他の方に危害、迷惑を及ぼすおそれのある物の持ち込みはできません。
- ・鉢巻、腕章、たすき、プラカード、旗、ビラなど、強い主張を示す物品の持ち込み、使用はお控えください。
- ・拡声器、録音機、撮影機器などの機材は、主催者が認めた場合を除き使用できません。
- ・会場内で、来場者に対して意見表明や意思表示を求める行為（掛け声、拍手、書面への記入など）はご遠慮ください。
- ・酒気を帯びている方の参加はお断りする場合があります。

上記のお願いに従っていただけない場合や、注意後も改善が見られない場合には、ご退場をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

また、説明会当日は、職員が会場の運営に回っているため、お問い合わせには対応できません。開催前にお問い合わせの場合は、市民説明会前日（12月19日（金曜））の17時までにお問い合わせいたします。ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

## 関連ページ

- ▶ [新松戸駅東側地区土地区画整理事業について](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader (旧Adobe Reader) が必要です。  
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

- [Adobe Acrobat Readerのダウンロードへ \(外部サイト\)](#)



## お問い合わせ

街づくり部 区画整理課

千葉県松戸市竹ヶ花136番地の2

電話番号：047-366-7375 FAX：047-382-5808

✉ 専用フォームからメールを送る ▶

## この情報はお役に立ちましたか？

お寄せいただいた評価はサイト運営の参考といたします。

質問1：このページの内容は分かりやすかったですか？

評価：  分かりやすい  どちらともいえない  分かりにくい  知りたい情報がなかった

質問2：このページはたどり着きやすかったですか？

評価：  たどり着きやすい  どちらともいえない  たどり着きにくい

送信

▲ [このページの上へ戻る](#)

[このサイトについて](#) | [サイトポリシー](#) | [ウェブアクセシビリティ](#) | [サービス休止情報](#) | [リンク集](#) |

- ▶ [新松戸駅東側地区土地区画整理事業に伴う権利の申告について](#)
- ▶ [土地区画整理法第76条第1項の許可について](#)
- ▶ [換地図等の閲覧](#)

☰ このページを見ている人はこんなページも見ています

- ▶ [松戸市立図書館](#)
- ▶ [松戸市立総合医療センター](#)
- ▶ [家庭ごみの分別早見表](#)
- ▶ [松戸市リサイクルセンター](#)
- ▶ [親元近居・同居住宅取得支援～令和7年度から若者夫婦世帯も対象となりました！～](#)

♥ お気に入り ▶ 編集

登録されているページはありません。

+ このページを登録する

よくある質問FAQ ▶

情報が見つからないときは ▶

English (英語) ▶

中文 (中国語) ▶

한국 (韓国語) ▶

Tiếng Việt (ベトナム語) ▶

Español (スペイン語) ▶

Português (ポルトガル語) ▶



松戸市役所 〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5

法人番号4000020122076



047-366-1111 (代表)



047-363-3200 (代表)



窓口受付は平日8時30分から17時まで

市役所・支所・事務所 >

組織・部署から探す >

Copyright © Matsudo City, All rights reserved.

## 関係法令

## 都市計画法

## 第三条（国、地方公共団体及び住民の責務）

- 1 国及び地方公共団体は、都市の整備、開発その他都市計画の適切な遂行に努めなければならない。
- 2 都市の住民は、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するため行なう措置に協力し、良好な都市環境の形成に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、都市の住民に対し、都市計画に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならない。

## 第十三条（都市計画基準）

- 2 都市計画区域について定められる都市計画は、当該都市の住民が健康で文化的な都市生活を享受することができるように、住宅の建設及び居住環境の整備に関する計画を定めなければならない。
- 3 準都市計画区域について定められる都市計画は、第一項に規定する国土計画若しくは地方計画又は施設に関する国の計画に適合するとともに、地域の特質及び当該地域における自然的環境の整備又は保全の重要性を考慮して、次に掲げるところに従つて、土地利用の整序又は環境の保全を図るため必要な事項を定めなければならない。  
この場合においては、当該地域における農林漁業の生産条件の整備に配慮しなければならない。
  - 一 地域地区は、土地の自然的条件及び土地利用の動向を勘案して、住居の環境を保護し、良好な景観を形成し、風致を維持し、公害を防止する等地域の環境を適正に保持するように定めること。
  - 二 前号の基準を適用するについては、第六条第二項の規定による都市計画に関する基礎調査の結果に基づくこと。

## 第十六条（公聴会の開催等）

- 1 都道府県又は市町村は、次項の規定による場合を除くほか、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

## 第二十一条の二（都市計画の決定等の提案）

1 都市計画区域又は準都市計画区域のうち、一体として整備し、開発し、又は保全すべき土地の区域としてふさわしい政令で定める規模以上の一団の土地の区域について、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時的に使用する施設のため設定されたことが明らかなものを除く。第四項第二号において「借地権」という。）を有する者（同号において「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人共同して、都道府県又は市町村に対し、都市計画（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市再開発方針等に関するものを除く。次項及び第三項並びに第七十五条の九第一項において同じ。）の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市計画の素案を添えなければならない。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社若しくはまちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体又はこれらに準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、都道府県又は市町村に対し、都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

3 都市緑地法第六十九条第一項の規定により指定された都市緑化支援機構は、第一項に規定する土地の区域について、都道府県又は市町村に対し、都市における緑地の保全及び緑化の推進を図るために必要な都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

4 前三項の規定による提案（以下「計画提案」という。）は、次に掲げるところに従つて、国土交通省令で定めるところにより行うものとする。

一 当該計画提案に係る都市計画の素案の内容が、第十三条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するものであること。

二 当該計画提案に係る都市計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この号において同

じ。)の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意(同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつているその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となつている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。)を得ていること。

## 土地区画整理法

### 第八十四条(関係簿書の備付け)

1 施行者は、規準、規約、定款又は施行規程並びに事業計画又は事業基本方針及び換地計画に関する図書その他政令で定める簿書を主たる事務所に備え付けておかなければならない。

2 利害関係者から前項の簿書の閲覧又は謄写の請求があつた場合においては、施行者は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

## 土地区画整理法施行令

### 第二十一条(選挙人名簿の縦覧及び異議の申出)

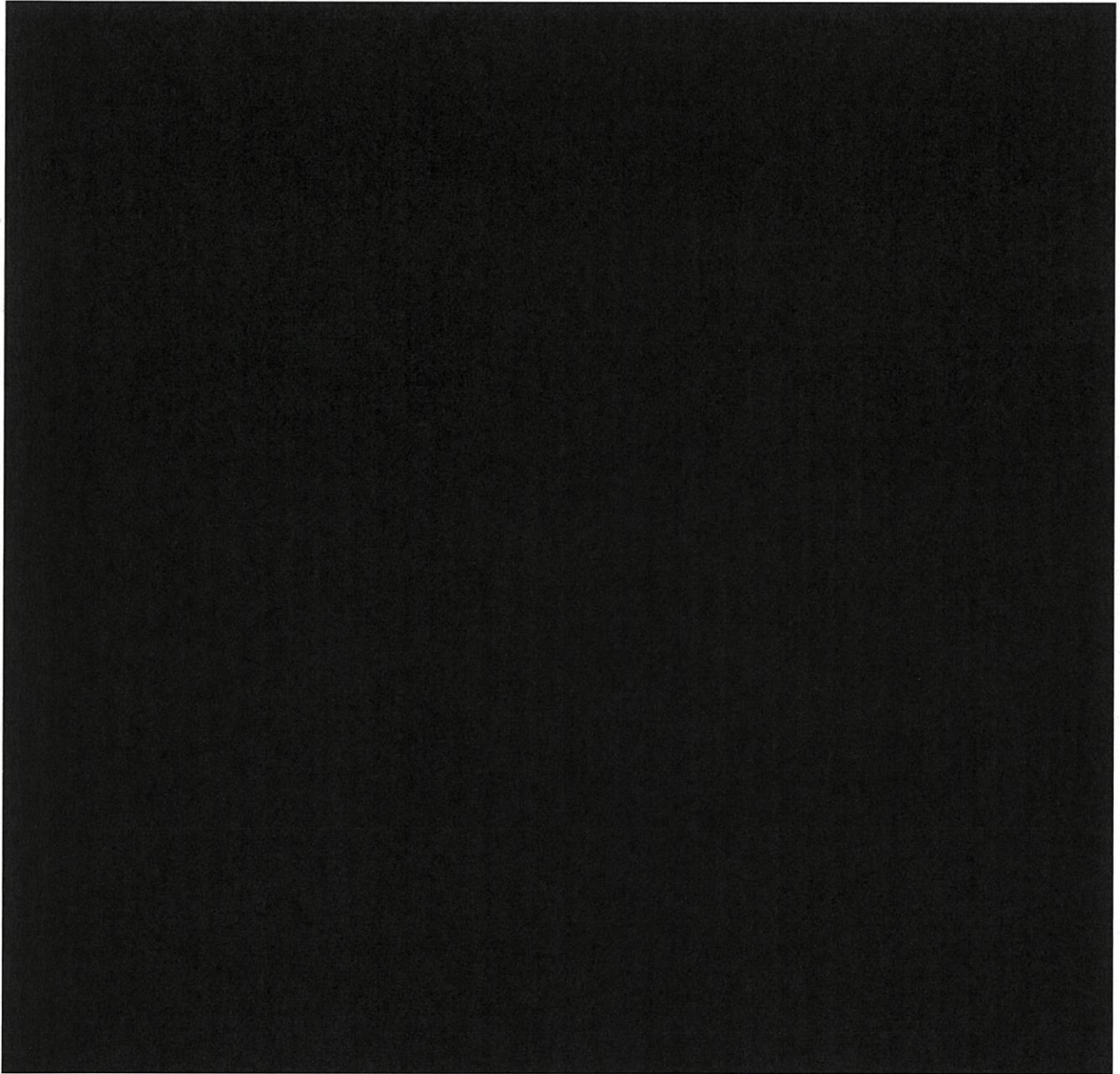
1 市町村長等は、選挙人名簿を作成した場合には、これを二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 第三条の規定は、前項の規定による縦覧について準用する。

3 第十九条の公告があつた日から起算して二十日を経過した日現在における施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者で当該選挙において選挙をなすべきものは、前項の規定により縦覧に供された選挙人名簿に記載の漏れ又は誤りがあると認める場合においては、縦覧期間内に、文書で市町村長等に異議を申し出ることができる。

4 市町村長等は、前項の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から二週間以内に、その申出が正当であるかないかを決定しなければならない。その申出を正当であると決定した場合においては、直ちに選挙人名簿を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、あわせてこれを公告しなければならない。その申出を正当でないと決定した場合においては、直ちにその旨を申出人に通知しなければならない。

市民農園の状況 令和元年の夏



駐輪場の状況 : 手前約 250 台 奥約 450 台 (管理人あり) 丘の麓約 200 台

